

独立行政法人会計基準の改訂に関する論点のたたき台

1. 検討の背景と今後の方向性

- ✓ 独立行政法人の会計は、「原則として企業会計原則によるものとする」（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下資料 2～5 において「通則法」という。)) としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）こととされている。
- ✓ 通則法第 37 条に基づく主務省令においては、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和 2 年 3 月 26 日改訂。以下資料 2～5 において「基準及び注解」という。）が企業会計の基準に優先して適用されることが定められている。
- ✓ 企業会計の基準が公表・改訂された場合には、独立行政法人の会計においてはそれを踏まえた基準及び注解の改訂の検討がなされてきた。近年、企業会計基準委員会より以下の会計基準が公表されているため、通則法に基づき、原則として企業会計原則によるものとする独立行政法人の会計に、企業会計基準の趣旨、会計処理及び開示を反映することについて、その必要性も含め、検討をしてはどうか。

号数・タイトル	公表日	適用時期
企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準	平成 30 年 3 月 30 日 改正令和 2 年 3 月 31 日（注）	令和 3 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
企業会計基準第 30 号 時価の算定に関する会計基準	令和元年 7 月 4 日	令和 3 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
企業会計基準第 31 号 会計上の見積りの開示に関する会計基準	令和 2 年 3 月 31 日	令和 3 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用

（注）令和 2 年 7 月 6 日に字句等の誤りによる訂正が行われた。

- ✓ なお、検討にあたっては、主に以下の点を踏まえる必要があると考えられる。
 - ・企業会計基準で示された考え方
 - ・独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針（平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会。以下資料 2～5 において「基本的な指針」という。）で示された考え方
 - ・国際公会計基準審議会（以下資料 2～5 において「IPSASB」という。）による国際公会計基準（以下資料 2～5 において「IPSAS」という。）で示された考え方
 - ・アンケートなどの実施による独立行政法人の実態の把握

2. 適用時期

- ✓ 検討の結果、独立行政法人の会計に、企業会計基準の趣旨、会計処理及び開示を反映する場合、適用時期は以下のとおりと考えられるのではないかと。

(1) 収益認識

- ✓ 適用時期は、財務諸表作成者の準備期間を考慮し、令和4事業年度とすることが考えられるのではないかと。なお、法人ごとに中期目標等期間が異なることなどを踏まえ、経過措置を定めることを検討することも考えられるのではないかと。

(2) 時価の算定及び会計上の見積りの開示

- ✓ 適用時期は、令和3事業年度とすることが考えられるのではないかと。

3. スケジュール

令和2年	9月18日	第11回会計基準等部会（論点出し、検討の方向性の決定）
	11月上旬	第21回共同WT（議論の方向性の確認・アンケートの内容の検討）
令和3年	1月	第22回共同WT（アンケート結果の報告・議論の方向性の再確認）
	3月	第23回共同WT（アンケート結果を踏まえた再検討）
	5月	第24回共同WT（基準及び注解改訂案取りまとめ）
	6月～	パブリック・コメント及び各府省意見照会
	9月	第13回会計基準等部会（基準及び注解改訂案の了承）

以 上